

令和5年度第1回  
高知県医療審議会 医療従事者確保推進部会 審議概要

日 時：令和5年7月19日（水）18時30分～20時10分  
場 所：高知県庁2階第二応接室  
出 席：委員12名（船井部会長、藤原副会長、小野委員、川井委員、倉本委員、  
甲田委員、先山委員、佐野委員、野村委員、花崎委員、  
深田委員、脇口委員）

## 1 開会

## 2 協議事項

(1) 第8期高知県保健医療計画（医師確保計画、へき地医療）について

資料2-1、2-2により事務局から説明

深田委員：資料2-1のスライド3「地域枠等の恒久定員内への設置」について詳細を教えてください。

事務局：現在、高知大学の入学定員を臨時的に増員させた枠を地域枠として充当しているが、国の方針として今後、臨時定員は減員となる予定。それに伴い地域枠の定員が減員とならないように恒久定員内で地域枠の定員数を確保していくというもの。

深田委員：同資料下部「他都道府県に所在する大学にも地域枠を設置」とはどういうことか。

事務局：本県においては該当はないが、他都道府県においては、近隣の都道府県に地域枠を設置している場合があり、それを指している。

※ 協議事項（1）については承認された。

なお、次回以降の当部会において引き続き審議されることとなった。

(2) キャリア形成プログラムについて

資料3により脇口委員、小野委員、川井委員から説明

<形成外科プログラムについて>

脇口委員：医療センター形成外科専門研修プログラムについて、前回の当部会で郡部の病院を具体的に決めてほしいとお願いしていたが、「幡多けんみん病院を想定している。また、他の病院とも交渉中。」とある。この点について、「想定」という表記は避け、連携施設を具体的に記載した方が良いと思う。具体的にどのような話になっているか。

小野委員：幡多けんみん病院と土佐市民病院と調整をしており、両病院から承諾も得ている。

脇口委員：土佐市民病院には形成外科はないが、新設するということか。

小野委員：専門研修プログラムができてからにはなるが、そういった話をしている。

脇口委員：病院の決定として今後診療科を新設するというのであれば良いが、内々の話であるならば、詳細をつめる必要がある。プログラムなので、具体的に決まっていないとプログラムとは言えない。また、幡多けんみん病院は、高知大学のプログラムも同様に連携施設としており、バッティングする可能性があるが、

その点について高知大学と話してあるか。

小野委員：形成外科のプログラム責任者からは高知大学とも話をしている旨を聞いている。

脇口委員：繰り返しになるが、「想定」という表記は避け、連携施設を具体的に記載してほしい。

小野委員：幡多けんみん病院にも再度確認し、次回の当部会においてお示しする。

倉本委員：専門研修の基本領域 19 領域についてはプログラム制となっており、どの施設でこういった研修を実施するか明示されたものがプログラムとして認定され、専攻医の募集ができる。その点について、各領域・施設でしっかりとお考えいただきたい。

野村委員：医療センターと県で詳細をつめ、次回の当部会で確定したものが出せるように準備を進めてはどうか。

川井委員：当該プログラムに関係している、医療センター、高知大学、幡多けんみん病院の三者の同意が得られれば確定できることなので、調整していただければ良いと思う。

花崎委員：高知大学の形成外科教授から、医療センターの形成外科との協議が十分にできていないと聞いているので、詳細をしっかりとつめていただきたい。

#### <リハビリテーションプログラムについて>

川井委員：近森病院のリハビリテーションプログラムは整備基準をクリアしていて、リハビリだけ研修したいというニーズに応えるため学会に申請している。申請が通ればプログラムとして認定されるが、現在 1 名の地域枠医師が希望しており、認可待ちの状況である。一方で、学会の進展がないため、県から学会へ働きかけていただけないか。県内には、高知大学にリハビリのプログラムがあるが、外科的なことをしないリハビリはニーズもあるため、2つのプログラムがあっても良いと思う。高知大学との調整も今後必要ではあるが、そういった点からも検討してほしい。

脇口委員：近森病院のプログラムについて県が学会に働きかけることは、県が特定の医療機関を支援することに繋がるため好ましくないのではないかと。そこは、病院が学会と交渉をするべき。

事務局：いきなり県が学会へ話をするのではなく、まずは近森病院から学会へ話をしてほしい。

川井委員：もちろんそうだと思う。リハビリの責任者とも再度話をする。

※ 協議事項（2）については、次回の当部会において引き続き審議されることとなった。

#### （3）地域枠医師が県外の専門研修プログラムを希望する事例への対応について

資料 4-1、4-2 により事務局から説明

脇口委員：地域枠の医師と面談をする中で、このような相談を受けた。指導医等の医師が地域枠医師に対し、県外にある自分の母校を勧めている事例もある。他県の病院に入局したら奨学金の義務を果たせないわけではないが、地域枠医師のキャリア形成に影響を及ぼす可能性がある。当該議題については、各病院の医師や関係者に周知いただきたい。

野村委員：資料 4-1 の各基幹施設長あて文書について、法的には問題ないか。依頼文書

だったとしても、様々な点から問題のないよう注意して周知したほうが良い。  
船井部会長：地域枠については、様々な問題があることも聞いているが、今回の通知はあくまでもお願いとして周知されるもの。

倉本委員：地域枠は文部科学省が定めている制度で、臨床研修制度は厚生労働省が定めている制度。厚生労働省は、臨床研修医の募集をする際に地域枠かどうかを明確にするよう求め、従事要件に沿わない地域枠を採用した病院は補助金が減額される。専門医制度においても、義務を果たさない地域枠医師にペナルティがある。そういった縛りがあるといった点も踏まえて、資料4-2にあるとおり、各都道府県がキャリア形成プログラムを作成することとなっている。以上のことから、当該議題の内容は、地域枠医師に関係する医師や関係者の責務だと思う。

深田委員：この議題に挙がっている医師は、臨床研修医なので地域枠になることを今から7、8年前に決めた方かと思う。入学当時に制度について認識されていたか、再確認してはどうか。

脇口委員：入学時と大学5年次、また卒後は毎年1回は県と地域医療支援センターが制度の説明をしている。また、入学後に制度改正がされた際にも都度説明をしている。専門医制度等の国の制度が改正された場合は、国の指針のとおり適用となるが、県の制度改正によるものは入学当時の制度が適用されることとしている。

深田委員：入学する以前の高校生時点で将来の進路は判断できないのではないかと。制度の説明は高校生にしてあげた方が良くと思う。入試の募集要項に地域枠制度について明記してはどうか。

脇口委員：地域枠制度の概要は既に募集要項に明記してある。

野村委員：資料4-1の文書案は県でリーガルチェックしてあるか。

事務局：ご指摘いただいた点について確認した上で周知する。

甲田委員：県外の病院は、地域枠医師を受け入れたらペナルティがあることも承知の上で採用しているのか。

倉本委員：臨床研修医については、ほぼ採用していない。専門医については、把握していないが、専門医が取得できないことについて裁判等になっている事例はない。

藤原副会長：指導医への地域枠に関する説明はしているのか。

脇口委員：専攻医を受け入れている病院の指導医には3年ほど前に説明をしている。

※ 協議事項(3)については承認された。

なお、事務局にて文書案を確認後、各基幹施設長あてに周知することとなった。

### 3 報告事項

(1) 医師養成奨学貸付金受給医師の令和5年度配置状況について  
資料5により事務局が説明

【質疑なし】

(2) 医師養成奨学貸付金受給医師の専門研修・郡部勤務について  
資料6により脇口委員から説明

【質疑なし】

- (3) 令和6年度から研修を開始する研修医の募集定員について  
資料7-1、7-2により事務局が説明

【質疑なし】

- (4) 診療応援派遣実績について  
資料8-1、8-2により事務局が説明

【質疑なし】